

「国立大学法人ガバナンス・コード」に関する協力者会議の開催について

令和3年3月10日
高等教育局長決定
令和4年1月28日 改訂

1. 趣旨

令和2年3月30日に文部科学省、内閣府、国立大学協会の三者合意の上、公表された「国立大学法人ガバナンス・コード」（以下「ガバナンス・コード」という。）に関して、各国立大学法人が公表するガバナンス・コードへの適合状況等の報告について、文部科学省において外部有識者の意見を踏まえて当該報告の確認を行うとともに、ガバナンス・コードの見直しに当たって専門的知見を得るため、本会議を開催する。

2. 検討事項

- (1) 各国立大学法人のガバナンス・コードへの適合状況等の報告に係る確認に関すること
- (2) ガバナンス・コードの見直しに関すること
- (3) その他

3. 構成員

- (1) 本会議は、別紙の委員により構成する。
- (2) 本会議の委員の任期は、委嘱の日から翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. その他

- (1) 本会議の庶務は、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション）付参事官（大学改革担当）付及び一般社団法人国立大学協会の協力を得て、文部科学省高等教育局国立大学法人支援課において処理する。
- (2) その他本会議の運営に関する事項は、必要に応じ本会議において定める。

(別紙)

「国立大学法人ガバナンス・コード」に関する協力者会議
委員一覧

上山 隆大	総合科学技術・イノベーション会議常勤議員
江戸川泰路	EDiX Professional Group 江戸川公認会計士事務所 代表パートナー
里見 進	独立行政法人日本学術振興会理事長
<u>園田 隆則</u>	<u>国立大学法人熊本大学監事</u>
武井 一浩	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
増江亜佐緒	奥野総合法律事務所・外国法共同事業, パートナー弁護士, 国立大学法人室蘭工業大学監事

(五十音順、敬称略)